

令和4年度第2回国際獣疫事務局（OIE）連絡協議会

議事概要

<開催日時> 令和4年12月1日（木）14時00分～16時30分

<開催方法> ウェブ会議（公開）

<出席者>

・OIE 連絡協議会通常メンバー（敬称略、五十音順）

飯塚 修	公益社団法人	日本動物福祉協会	理事
磯部 尚	公益社団法人	畜産技術協会	国際交流部長
内橋 政敏	一般社団法人	Jミルク	専務理事
江口 法生	一般社団法人	日本スーパーマーケット協会	専務理事
小田 茂樹	北海道農政部生産振興局畜産振興課	家畜衛生担当課長	
額 美千世	特定非営利活動法人	日本消費者連盟	事務局長
境 政人	公益社団法人	日本獣医師会	副会長 兼 専務理事
征矢野 茂	群馬県食肉事業協同組合連合会	会長	
筒井 俊之	立命館大学	食マネジメント学部	教授
中島 一敏	大東文化大学	スポーツ・健康科学部	健康科学科 教授
山根 香織	主婦連合会	常任幹事	

・OIE 連絡協議会臨時メンバー（敬称略）

橋本 信一郎	株式会社ウェルファムフーズ	
	防疫対策部会長	兼 宮城産業動物診療所長

・農林水産省

沖田 賢治	消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室長	
村井 清和	消費・安全局動物衛生課課長補佐	
福永 陽子	消費・安全局畜水産安全管理課課長補佐	他

今回の議事進行役には磯部氏が選出され、議事次第に基づいて事務局から資料の説明を行いました。続けて、令和4年9月に開催されたOIEコード委員会の報告書で提示されたOIEコード改正案を中心に意見交換を行いました。意見交換の概要は以下のとおりです。

1. 動物衛生の動向に関する情報共有

- ・特に意見やコメントはありませんでした。

2. 「家きん」の定義

- ・橋本氏から、コンパニオンシップという考え方が入ることで、家きんの定義が複雑で分かりにくくなるとの発言がありました。事務局からは、同様の懸念を有しており、いただいたご意見を踏まえてコメントを検討したい旨回答しました。
- ・筒井氏、境氏から、世界的に鳥インフルエンザの流行状況が変化してきていることを考慮すると、議論になっているペットの鳥のみならず、現行定義で既に「家きん」から除外されているショーやレース用等の鳥の扱いも見直すべきではないかとの発言がありました。事務局からは、昨今の鳥インフルエンザの疫学状況は重要な視点であり、いただいたご意見を踏まえてコメントを検討したい旨回答しました。

3. 牛海綿状脳症 (BSE)

- ・山根氏から、非定型 BSE について、OIE に対する加盟国の通報義務がなくなっても、OIE がモニタリングやデータ収集を継続すべきであり、その旨日本からも強く要望してほしいとの発言がありました。事務局からは、同様の考えであり、OIE に対して、引き続き発生状況を監視するようコメントしたい旨回答しました。
- ・小田氏から、非定型 BSE をコードの対象外とする修正案に関して、今後の国内対策について OIE に意思表示した上でコメントを提出するのか、との質問がありました。事務局からは、資料中には参考情報として国内対策の考え方を記載しているのであって、特段 OIE への提出コメントには記載しない旨回答しました。

4. 口蹄疫

- ・征矢野氏から、世界の潮流として、日本のような口蹄疫ワクチン非接種清浄国に、ワクチン接種動物を輸入する動きが高まっているのか、質問がありました。事務局からは、世界的にそのような動きがある訳ではないが、南米のような、ワクチン接種国と非接種国が混在している地域においては、動物の移動に苦慮しており、動物を円滑に移動させるための措置として、今回の提案がなされていると認識している旨回答しました。
- ・内橋氏から、口蹄疫は日本の周辺国において未だ発生が続いており、海外との人の往来が再び増加している現状において、侵入防止の観点から、慎重な意見を主

張し続けてほしいとの発言がありました。事務局から、いただいたご意見を踏まえてコメントを検討したいと回答しました。

5. 獣医療における抗菌剤の責任ある慎重使用

- ・境氏、橋本氏から、飼養目的と獣医師の治療目的が異なる食用動物と非食用動物で完全に記載を分けるべきとの発言がありました。事務局からは、いただいたご意見を踏まえてコメントを検討する旨回答しました。
- ・飯塚氏から、愛玩動物の診療現場においては、日頃から抗菌剤の慎重使用には非常に気を遣っているが、国際基準が極端に厳格化されてしまうと、臨床現場では対応できなくなる部分が生じることを懸念する旨の発言がありました。事務局からは、現場の状況を踏まえた内容のコメントを提出したい旨回答しました。
- ・山根氏から、社会全体において、薬剤耐性の問題はまだ十分に浸透しておらず、すべての人が理解することが重要であると考えている旨発言がありました。また、食品中の薬剤残留に対する規制が十分かという質問があったほか、大手通販市場で多くの動物用医薬品が販売されており、個人の判断で自由に使用できる状況になっていることを懸念している旨発言がありました。事務局からは、食品安全委員会での科学的な評価の結果をもとに食品中の残留基準が厚生労働省で設定されており、それを超えないために農林水産省で使用基準が定められているため、法令で定められた使い方をしていけば人に影響が出るような濃度で食品中に薬が残ることはないこと、また、要指示医薬品は獣医師の処方せんや指示がないと購入できない旨回答しました。また、引き続き薬剤耐性の普及啓発を進めていきたい旨回答しました。
- ・境氏から、薬剤耐性の問題は、人の医療における抗菌剤の適正でない使用が主な原因であると考えため、人の医療も含めたワンヘルス・アプローチによる対策が必要であること、また、獣医療の現場において、獣医師または飼い主が対応可能な実現可能性のある基準にする必要がある旨、発言がありました。事務局からは、実現可能性を踏まえた内容となるようコメントを提出したい旨回答しました。

6. コード委員会の今後の活動計画

- ・瀬戸氏から、「科学的知見に基づいて」という発言をよく耳にするが、何が科学的知見で何が最新の情報なのか、そして誰が判断しているのか、消費者として疑問に感じているとの発言がありました。事務局からは、最新の科学的知見に関する明確な定義がある訳ではなく、OIE においては、専門委員会等において、第三者の査読を受けて出版されている科学論文等を考慮した上で議論が行われ、国際基準の改正案等が提示されており、我が国も OIE が記載している出典を確認しながら改正案を検討している旨回答しました。

(以上)